



令和7年度の対策方針について

浪江町鳥獣被害防止計画

この計画は、鳥獣による農業被害を減らすために、町内の農作物被害状況等をもとに、鳥獣被害対策方針を決めるものです。

町では策定した本計画をもとに、捕獲活動や補助事業、情報提供や技術普及を行います。

期間：令和7年度～令和9年度

対象：町内全域

獣種：イノシシ・ニホンザル・アライグマ
ハクビシン・カワウ・カラス
アナグマ・タヌキ・ネズミ

【計画の概要】

獣類	被害内容	対策方針	対策方法
イノシシ	畦畔の掘り起こし	出産数/子供の数/産子数が多い ^{さんしすう} ため、寄りつかない環境づくりと並行して個体数を調整する	①エサ場を減らす ②防護柵で守る ③捕獲(目標150頭)
アライグマ	果樹、糖度の高い野菜の食害	特定外来生物のため、地域排除を推進	①捕獲 ②防護柵／ネットなどで守る
ハクビシン タヌキ アナグマ	果樹全般の食害	地際からの侵入を物理的に防ぎ、農地への侵入を阻止する	①ネットや防護柵で守る ②捕獲
カラス	果樹・野菜全般の食害	食害はカラスが着地してから発生するため、着地させない対策を推進	①ネット、テグスで守る ②ごみ置き場や果樹の管理
ネズミ	野菜・水稻全般の食害	頭数が多いため、被害地周辺での密度管理を推進	殺鼠剤による密度管理

町が実施すること

- ①獣種ごとの対策の普及や資材の貸与、捕獲活動
- ②動物が出没しやすい林地が近くにある農地では、食べられにくい作物栽培を提案
- ③鳥獣対策に関する講習会の実施
- ④関係機関と協力して、捕獲の省力化・効率化を実現

営農者の
皆さんへ

野生動物による食害は、収量の減少だけでなく、個体数増加にも直結します。適切な対応を検討するためにも、食害を見つけた際は町へ連絡をお願いします。町内全体で農業を安心して取り組めるよう、一緒に頑張りましょう。

浪江町ニホンザル管理事業実施計画

ニホンザルは狩猟対象とはなっていません。しかし、群れを形成し行動するため、頭数の多い群れでは一度に多くの被害を出す動物です。そのため、町内の群れを適正に管理する計画を策定することにより、場合により特例的に捕獲をすることが認められます。

期間：令和7年度
対象：町内全域
獣種：町内ニホンザル全群

【把握できている群れの状況】

高瀬川群	
頭数	84頭
出没地区	高瀬、酒井、谷津田、井手、大堀、小野田、田尻、川添
評価	人への警戒心は高いが、頭数が多く、捕獲が必要
山麓線群	
頭数	97頭
出没地区	大堀、小野田、末森、室原、立野
評価	人への警戒心は高いが、頭数が多く、捕獲が必要
川房群	
頭数	27頭（再調査中）
出没地区	藤橋、西台、酒田、苅宿、立野
評価	人への警戒心が高く、頭数も少ないため捕獲は不要

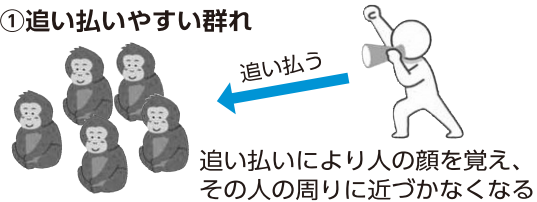
捕獲対象

高瀬川群 最大25頭
山麓線群 最大25頭

※ただし、群れの状況に応じて中断の可能性あり。

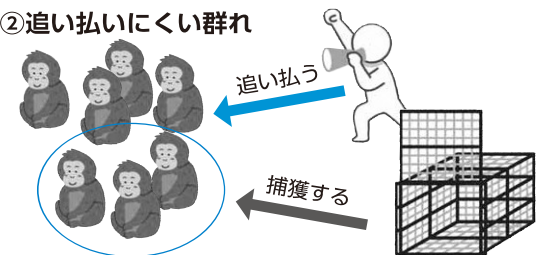
【ニホンザル管理のイメージ】

① 追い払いやすい群れ



追い払いにより人の顔を覚え、その人の周りに近づくなくなる

② 追い払いにくい群れ



捕獲して頭数を減らすことで追い払いやすくする

令和6年度 農作物被害調査のお願い

農作物の鳥獣被害について、令和6年度の状況を調査しています。被害のあった人は下記のQRコードから入力をお願いいたします。既に書面等でご連絡いただいた人につきましては、回答は不要です。

▶対象 町内営農者

▶入力期限 3月31日(月)

鳥獣被害の
ご相談は
ウェブからも
できます



連絡用
フォーム

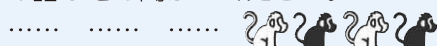


被害状況
確認フォーム



有害鳥獣の対策には地域の皆さん一人ひとりの力が必要です。

皆さんの鳥獣対策がありましたら、ぜひお話しをお聞かせください。



問 農林水産課農林水産係
TEL 0240(34)0246

農林水産課の有害鳥獣対策を紹介

防護柵の貸与（出荷を目的とした農地に限る）

追い払い花火の配布

鳥獣被害に関する勉強会



町ホームページ
でもご覧いただけ
ます